

「銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令案」に対する意見の募集結果について

警察庁において、平成25年4月12日から同年5月11日までの間、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令案に対する意見の募集を行ったところ、2件の御意見を頂きました。頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 意見を募集した命令等の題名

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成25年内閣府令第38号)

2 命令等の案を公示した日

平成25年4月12日

3 頂いた御意見及び御意見に対する警察庁の考え方

今回の改正案について、

現実の環境に直面した際の心理的因子も考慮に入れて認知機能検査を行うべきである

という旨の御意見がありました。

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条の3に規定する認知機能検査は、現在、時間の見当識、手がかり再生及び時計描画の各項目について検査を行うものとされています。この検査は、認知症の専門医らが、その診断に用いる既存の医療検査を改良し、医療資格や専門知識を備えていない検査者でも20分程度の所要時間で簡易に実施できるよう作成したものです。この検査は、専門家ではない者が被検査者の記憶力、判断力等の低下の状況を一次的に見分けるための簡易な検査として専門医から十分信頼できるものと認められており、原案を維持することといたしました。

上記のものも含め、頂いた御意見については、整理・要約をしていないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。

なお、今回の改正の内容に対する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

4 参考

頂いた御意見の総数 2件

(内訳)

パブリックコメント意見提出フォーム 2件

電子メール 0件

F A X 0件

郵 送 0件